

第 4 8 号議案

亀岡市こども医療費助成条例の一部 を改正する条例の制定について

亀岡市こども医療費助成条例（平成 5 年亀岡市条例第 2 8 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 3 月 4 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市こども医療費助成条例の一部を改正する条例

亀岡市こども医療費助成条例（平成 5 年亀岡市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「規定する保険医療機関等」の次に「及び同法第 8 8 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者」を加える。

第 3 条第 1 項中「国民健康保険法」の次に「（昭和 3 2 年法律第 1 9 2 号）」を加え、同条第 2 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 5 条第 2 項中「1 2 歳」を「1 5 歳」に改める。

第 6 条中「、氏名」を「若しくは氏名」に、「及び」を「又は」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費については、
なお従前の例による。

亀岡市こども医療費助成条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 こども医療費助成制度について、子育てにおける保護者の経済的負担の軽減をより一層図るため、市単独制度として通院に係る医療費の助成対象を中学校修了前（現行は小学校修了前）までのこどもに拡大すること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、平成25年7月1日から施行し、施行の日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例によること。